

別記 1

自然環境対策事業助成金実施要領

1. 目的

水は、あらゆる生き物にとって、欠くことのできない重要な資源であることを踏まえ、霞ヶ浦をはじめとした湖沼等の水質問題に着目し、流域住民をはじめとした関係各位の浄化意識の高揚、水質浄化や調査研究、さらには水辺に生息する動植物の調査研究活動に要する経費の一部について財団が助成し、もって自然環境保全に資することを目的とする。

2. 助成対象事業

(1) 水質浄化対策等環境保全事業

霞ヶ浦をはじめとした県内湖沼等の水質浄化等に関する調査・研究など環境保全及び学校等による環境等教育活動に関する取組

(2) 水辺動植物の調査研究事業

霞ヶ浦をはじめとした県内湖沼等の水辺の生息する動植物の調査・研究などの取組

(3) 特別支援事業

特に必要性が認められる事業や活動などの取組

(注) 地方公共団体や他団体からの助成金等を活用して事業実施する場合は、収入及び支出を区分して経理するものとする。

3. 助成対象事業者

(1) 水質浄化対策等環境保全事業

小・中学校、環境団体

(2) 水辺動植物の調査研究事業

小・中学校、環境団体

(3) 特別支援事業

財団が必要性を認めた団体等

4. 事業実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間

(※ ただし、2月末時点で決算見込み額を算出すること。)

5. 助成対象経費

2. 助成対象事業 (1) (2) (3) 共通

会議費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借上料、雑費、備品購入費、その他事業実施に直接必要な経費

※ 詳細は、助成対象経費の基準を参照すること。

6. 助成金の額

(1) 水質浄化対策等環境保全事業

助成金は助成対象経費を上限とし、限度額を 100 万円（1 万円未満切捨て）とする。（助成金が 10 万円に満たない場合は対象外とする。）ただし、小学校は 20 万円、中学校は 30 万円を限度額とする。

(2) 水辺動植物の調査研究事業

助成金は助成対象経費を上限とし、限度額を 50 万円（1 万円未満切捨て）とする。（助成金が 10 万円に満たない場合は対象外とする。）

(3) 特別支援事業

選考委員会及び理事会の決定による。

（注 1）上記（1）（2）の事業は区分して算出するものとする。

（注 2）上記（1）（2）の事業を実施する場合の限度額は、併せて団体 100 万円、小学校 20 万円、中学校 30 万円とする。

7. 助成事業実施の際の条件

(1) 当財団のロゴマーク等の表示

助成対象事業者は、助成金による助成事業である旨の記載及び財団ロゴマークを表示するものとし、その画像等を実績報告書に添付するものとする。

【記載例】

- ・公益財団法人本田記念財団助成金活用事業
- ・この活動は本田記念財団の助成金を受けて行っています 等

【ロゴマーク】



等

※ロゴマークデータは当財団にお問合せください。

(2) 情報提供の協力

当財団が事業活動をホームページ等に掲載する際に活動写真等の画像提供について協力をお願いします。

(3) 個人情報の取扱い

助成事業により取得した個人情報は、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により取り扱います。

助成対象経費の基準

助成事業の対象となる経費は、事業実施に直接必要な経費とし、助成事業以外の経理と明確に区分されていることとする。

※ 飲食費の支出は全て対象外とする。また、備品購入費は、助成金の 30% を上限とし、原則 1 年以上使用するものをいう。

科 目	内 容	備 考
会議費	定期総会、臨時総会、役員会 等	・ 会議開催時の飲み物代は認める
諸謝金	事業に携わるスタッフへの謝金 等 ・ 有識者：大学教授等 ・ 指導者：有資格者等 ・ 指導助手：上記以外	・ 有識者 7,500 円/h ・ 指導者 1,600 円/h ・ 指導助手 1,200 円/h ※ いずれも 1 日 4 h を上限とする
旅費	研修会参加の旅費 等	・ 実費弁償とする ・ 日当は対象外とする ・ 宿泊費は 12,000/日（上限）とする
消耗品費	事務用品、写真代、景品、参加賞、その他事業実施に必要な消耗品 等	
印刷製本費	団体等の広報紙、パンフレット、ポスター等の印刷代、コピー代 等	委託した場合のみ対象とする
通信運搬費	切手代、ハガキ代、電話代、インターネット回線代 等	電話代、インターネット回線代は経費の 1/2 を対象とする
借上料	会場借上料、バス借上料、用具レンタル料 等	・ バス借上料は 10 万円を上限とする
雑費	スポーツ安全保険、ボランティア保険、記念品の作成費、振込手数料、その他事業実施に必要なもの	イベント時の飲み物代は認める（イベント名を明記のこと）
備品購入費	事業実施に必要な物品 等	1 件 3 万円以上（複数で 3 万円以上含む）で原則 1 年以上使用するもの

- ※ 1 交付申請書又は変更承認申請書により理事長が承認した経費以外は助成対象としない。
- 2 諸謝金は助成金の 1/2 を上限とする。
- 3 備品購入の際は、どのような活動に使用するか（特に PC・タブレット等情報機器購入経費、会議テーブル等備品購入経費等）明確にすること。また、法定耐用年数を経過していない備品の更新は認めない。
- 4 上記以外の助成対象経費については、財団と協議すること。